

2. 株主と経営機構

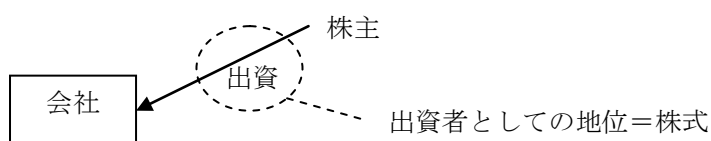
2-1. 株主の地位

2-1-1. 株主と株式

(1) 株主と株式の意義

事例 2-a 株式会社

アユミさんとケンイチは、2人でお金を出資してA株式会社を設立し、紅茶の美味しいカフェを京田辺市ではじめた。このとき、アユミさんは200万円、ケンイチは100万円を出資した。さらに、A株式会社は、X銀行から300万円の貸付けを受けた。その後、ケンイチは自分の保有する株式全部をミチオに譲渡した。



(2) 株主であること（株式を保有していること）の意味

①利益の分配

②意思決定に参加（→2-2）

③義務・責任？

事例 2-a : X銀行は？

①？

②？

2-1-2. 株主の権利

(1) 様々な権利

自益権		剰余金配当請求権 (会社 105 I ①) [→2-1-1(2)①] 残余財産分配請求権 (会社 105 I ②) 株式買取請求権 (会社 469etc.) 名義書換請求権 (会社 133)
共益権	意思決定に参加	議決権 (会社 308) [→2-1-1(2)②]
	監督是正権 *下線を引いたもの=単独株主権 (1株でも有していれば行使可) その他=少数株主権 (一定数以上の議決権・株式を 有していなければ行使できず)	<情報収集> 帳簿閲覧請求権 (会社 433) 検査役選任請求権 (会社 358) <違法・不当行為是正> <u>代表訴訟提起権 (会社 847)</u> <u>総会決議取消訴訟提起権 (会社 831)</u> <最終手段> 解散請求権(会社 833)

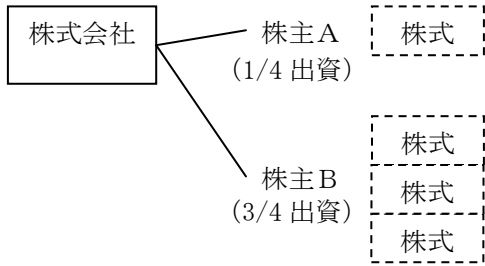
(2) 株主と会社の関係の処理

複数の株主——利益分配の割合？意思決定への参加権の大きさ？

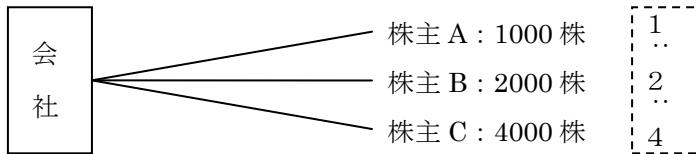
事例 2-b 株主と会社の関係の処理

アユミさんとケンイチは、2人でお金を出資してA株式会社を設立し、紅茶の美味しいカフェを京田辺市ではじめた。このとき、アユミさんは200万円、ケンイチは100万円を出資した。①1年後、A株式会社が稼いだ利益は90万円になったので、そのうち30万円を株主(アユミ、ケンイチの2人)に分配することにした。②20年後、A株式会社の株主は今では1000人になっている。株主からの出資の額の合計は1億3400万円、アユミさんはそのうち5600万円、ケンイチは1300万円を出資している。A株式会社は、利益のうち、630万円を株主に分配することにした。

→「株式は均一な単位に細分化される」という仕組み



(3)株主平等原則 (会社 109 I)

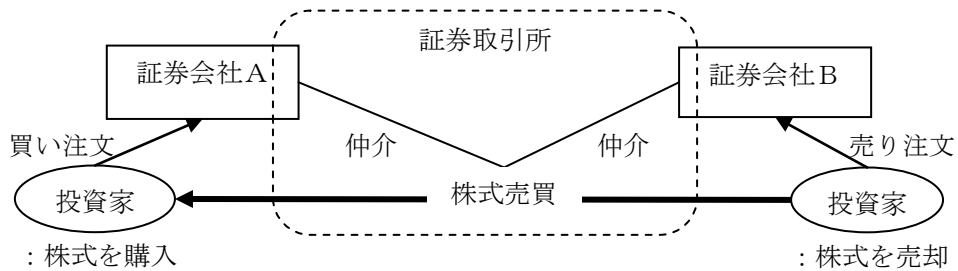


このようなルールの機能 ((2)で述べたものに加えて) =

2-1-3. 株式の譲渡

①ほとんどの会社の株式

②上場会社の株式



2-2. 株式会社の経営機構

(1) 経営機構と会社法

株式会社＝意思決定の仕組み（経営機構）が会社法で詳しく定められている

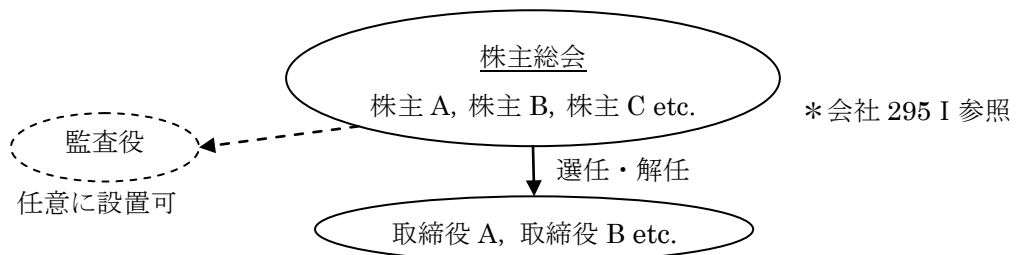
会社法が定める経営機構（会社 326-328） [テキスト 4 章 1 節 4]

公開会社と大会社 [テキスト 1 章 3 節 2(4)(5)]

公開会社（会社 2⑤） [復習] ＝株式の譲渡が自由にできる会社
⇔非公開会社（閉鎖会社）

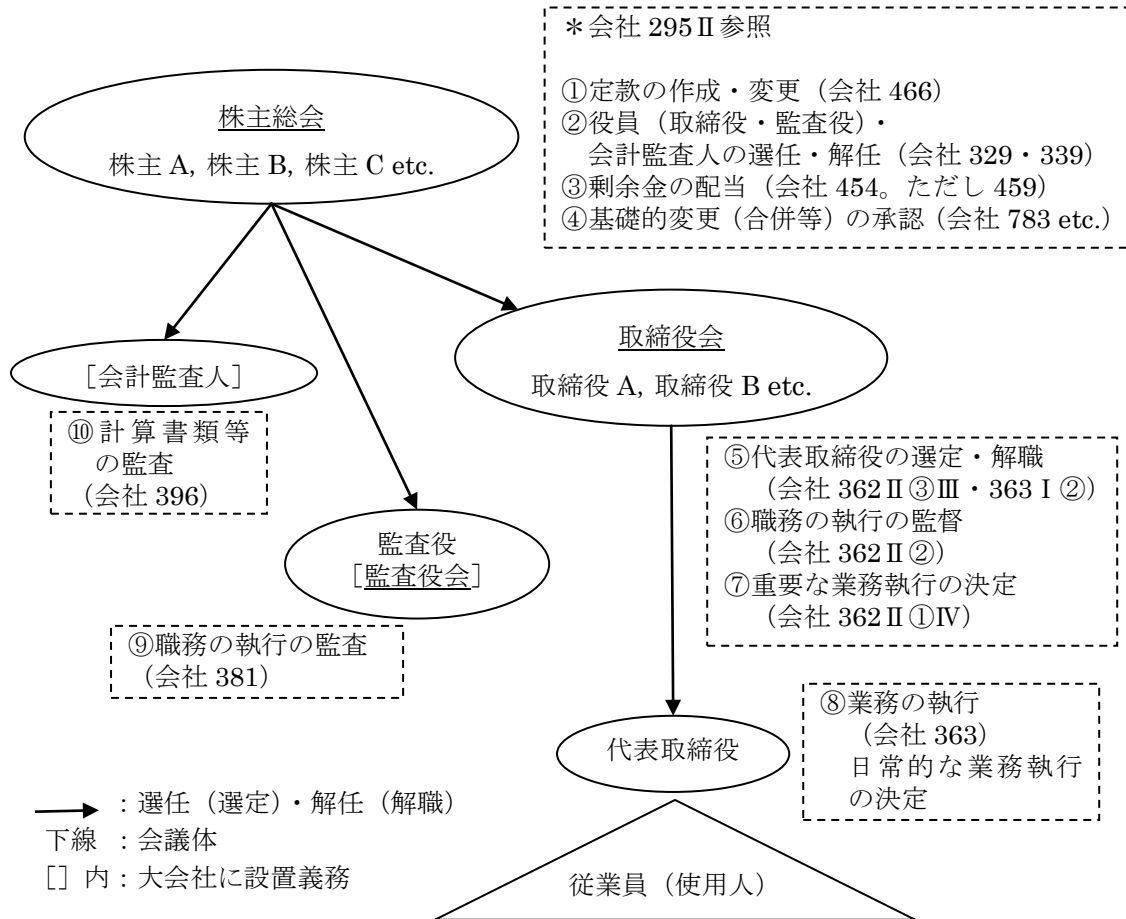
大会社（会社 2⑥） ＝資本金≧5 億円 or 負債総額≧200 億円＝規模が大きい会社

(2) 単純な経営機構（非取締役会設置会社。会社 326 I ・会社 348 I）



(3)複雑な経営機構（取締役会設置会社。会社 327 I ① II 本・362 II・328 I）

—これが必要な理由



*会計参与 (会社 326 II・374-380) についてはさしあたり無視
*委員会設置会社 (会社 2⑩・400-422) については「企業組織法」で

(4)今後の講義のプラン

- (a)意思決定の権限
 - (b)取締役をコントロールする仕組み
 - (b-1)取締役の監督
 - (b-2)取締役が会社に対して負う義務・責任
- ①取締役会設置会社を前提に説明：3～5
②取締役会設置会社を前提に説明：6～8

*非取締役会設置会社→「企業組織法」

2-3. 法人格と機関

(1) 法人（会社 3）

権利義務の主体になることができる資格＝法人格（権利能力）

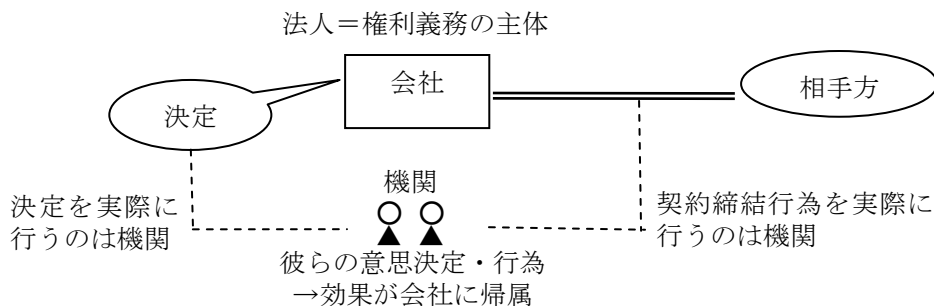
法人格（権利能力）を法律によって認められた存在＝法人

会社＝法人（会社 3） ⇔ 個人（民 3）

大学も法人

同志社大学＝学校法人同志社が設置している私立大学
 知真館 2 号館などの建物や土地≠学校法人同志社自身
 （学校法人同志社が、そのような建物や土地を所有している）
 みなさんが教育サービスを受ける契約（在学契約）＝みなさんと同志社との間の契約
 （学校法人同志社が契約当事者）

(2) 機関



事例 2-c 株式会社の機関

①A 株式会社の代表取締役 X が、A 株式会社を代表して、商品を売却する契約を、B 株式会社との間で締結した。②A 株式会社の株主総会で、配当（利益の分配）の金額を、1 株あたり 10 円にすることが決定された。

事例 2-c①：契約当事者になるのは？

事例 2-c の：配当を支払う義務を負うのは？